

## 相続定期貯金

### 「愛称：相続定期 こころのかたち」のご案内

1. 商品名 (愛称)	● スーパー定期貯金<単利型> [愛称：相続定期 こころのかたち]
2. 販売対象	● 個人の方の相続資金受け入れに限ります。(相続した資金及び代償金)
3. 預入期間	● 1年(自動継続式のみ) ※自動継続後は通常のスーパー定期となります。
4. 取扱期間	● 平成30年7月2日(月)より
5. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	● 一括預入・証書式 ● 1口100万円以上 ※財産目録・残高証明書・分割協議書等で確認できる金額を上限とします。 ● 1円単位
6. 払戻方法	● 満期日(継続後はその満期日)までに継続を停止する旨の申し出があったときは、満期日以後に払戻します。
7. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	● 上乗せ金利 スーパー定期貯金(単利型)の店頭表示金利+0.20% ● 預入時の店頭表示利率を満期日まで適用します。継続後の利率は、継続時における店頭表示利率とします。 ● 利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、元金に組入れて継続します。 ● 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算 ● 20%(国税15%、地方税5%)の分離課税となります。 ※復興特別所得税の適用により、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、20.315%(国税15.315%、地方税5%)となります。 ● 金利は窓口に表示しています。または、窓口でお問い合わせください。
8. 手数料	_____
9. 付加できる特約事項	● マル優(障害者等を対象とする[少額貯蓄非課税制度])の取扱いができます。
10. 中途解約時の取扱い	● 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。継続後の満期日前に解約する場合も同様です。
11. 貯金保険制度(公的制度)	● 保護対象 当該貯金は、当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護されている貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

(裏面もご覧ください)

(表面からの続きです)

<p>12. 苦情処理措置 および 紛争解決措置 の内容</p>	<p>● 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、お取引の支店または本店金融部信用課(電話：042-850-9211(代表))にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、東京都農業協同組合中央会が設置・運営する東京都JAバンク相談所でも、苦情等を受け付けております。（東京都JAバンク相談所 電話：042-528-1358）</p> <p>● 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して直接解決を図りたい場合は、次の弁護士会を利用することができます。</p> <table border="1" data-bbox="485 461 1337 680"><thead><tr><th>名 称</th><th>電話番号</th><th>受付日</th><th>受付時間</th></tr></thead><tbody><tr><td>東京弁護士会 紛争解決センター</td><td>03-3581-0031</td><td>月～金（祝日、 年末年始を除く）</td><td>9:30～15:00</td></tr><tr><td>第一東京弁護士会 仲裁センター</td><td>03-3595-8588</td><td>月～金（祝日、 年末年始を除く）</td><td>10:00～12:00 13:00～16:00</td></tr><tr><td>第二東京弁護士会 仲裁センター</td><td>03-3581-2249</td><td>月～金（祝日、 年末年始を除く）</td><td>9:30～12:00 13:00～17:00</td></tr></tbody></table> <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記東京都JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>	名 称	電話番号	受付日	受付時間	東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、 年末年始を除く）	9:30～15:00	第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、 年末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00	第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、 年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00
名 称	電話番号	受付日	受付時間														
東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、 年末年始を除く）	9:30～15:00														
第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、 年末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00														
第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、 年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00														
<p>13. 必要書類</p>	<p>相続人と確認できる書類</p> <p>戸籍（除籍）謄本の写し、遺言書（公正証書遺言または自筆証書遺言で検認済のもの）の写し等</p> <p>相続により引き継いだことが確認できる書類</p> <p>相続手続依頼書の写し、被相続人名義の解約済通帳と計算書、遺産分割協議書の写し、遺言書（公正証書遺言または自筆証書遺言で検認済のもの）の写し等</p>																
<p>14. その他参考となる事項</p>	<p>● 継続を停止した場合、満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。</p> <p>● 「相続定期 こころのかたち」は、利用分量配当対象外といたします。</p>																